

障 発 0218 第 4 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

障害者就労施設における生産活動の効率化に資する
ICT 機器等の導入事業の実施について (通知)

障害者就労施設における ICT 機器等の活用により、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、今般、別紙のとおり「障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入事業実施要綱」を定め、令和 6 年 12 月 17 日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

障害者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入事業実施要綱

1. 目的

障害者就労施設について、ICT 機器や工作機械・治具等（以下「ICT 機器等」という。）の就労作業の効率化を図る機器等の導入助成により事業所の経営改善を支援するため、障害特性に配慮した ICT 機器等の導入に係る費用の補助を通じ、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

3. 対象者

障害者就労施設事業者とする。

4. 定義

本事業の対象となる障害者就労施設は次のアからエのとおりとする。

ア 就労継続支援 A 型事業所（賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所。なお、経営改善計画書の提出義務のある事業所は、やむを得ない事情により経営改善計画書の提出義務が生じたものの経営改善計画書等の内容に照らし本事業の補助を受けることが適切であると都道府県が認めた事業所に限る。）

イ 就労継続支援 B 型事業所（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた事業所）

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

エ 共同受注窓口

「共同受注窓口」とは、受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者をいう。

5. 事業内容等

(1) 都道府県等は、管内の障害者就労施設からの当該事業に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、ICT 機器等導入に要する費用を補助する。

(2) 都道府県等は、本事業により ICT 機器等を導入した障害者就労施設に対し、当該事業の実施状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の 4 月末日までに報告を求める。

(3) 都道府県等は、本事業により ICT 機器等を導入した障害者就労施設に対し、ICT 機器等導入前後の比較を行い、障害者の生産活動への参加促進等について報告（様式自由）させるとともに、これらを取りまとめの上、事業完了の 2 か月後の末日までに国に報告する。

(4) 都道府県等は、全国の障害者就労施設における ICT 機器等の導入の参考となるよう、本事業により ICT 機器等を導入した障害者就労施設に対し、ICT 機器等の導入目的、導入製品の内容や活用方法、障害者の生産活動の参加状況、導入効果等を当該施設等のホームページ等により公表させること。また、管内の障害者就労施設に対して取組事例の情報提供や導入した機器等の試用等の体験会を実施するとともに、各取組事例について取りまとめ、ICT

機器等の活用好事例として、都道府県等のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

なお、これらの報告及び取組状況については、厚生労働省においても、ICT 機器等の活用好事例として公表等を行う可能性があるため、事前に障害者就労施設及び事例に掲載される関係者の同意を得ること。

6. 補助対象

補助対象は、次のアからウの機器等とする。

- ア ICT 機器（RPA や AI 等の技術を搭載したものが望ましい）
- イ 工作機器・治具
- ウ その他障害者が従事する作業を効率化するために必要となる機械

なお、対象とするものは、障害者就労施設が提出した事業計画書により、以下のいずれかに該当するものと都道府県等が認めるものとする。

- ・ 導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの
- ・ 生産活動を行うために障害者自身が利用することで、作業の効率化が図られるもの
- ・ 導入することで、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの
- ・ 障害特性に応じた適切な就労支援に資するもの

(例) 従来のレジ打ちが困難な利用者向けの AI レジ、遠隔で操作できる接客ロボットやドローン、障害者が使用しやすいように改良した PC やタブレット等を使用したアプリ（ただし、単なる PC やタブレットの購入費用は補助対象とならない）、視覚障害者のための文字を音声に変換する治具、障害特性に応じた担当作業や職場環境等を確認するためのアセスメントツール等

※一事業者あたり、200 万円を上限とする。

7. その他要件等

障害者就労施設が導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、本事業は「就労継続支援 A 型事業所の経営改善モデル事業」の補助金と補助対象が重複することから、併給できないこととする。

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。